

第5回阿蘇市議会会議録

1. 平成 26 年 8 月 29 日 午前 10 時 00 分 招集
2. 平成 26 年 9 月 2 日 午前 10 時 00 分 開議
3. 平成 26 年 9 月 2 日 午後 1 時 51 分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場

出席議員

1 番	谷 崎 利 浩	2 番	園 田 浩 文
3 番	菅 敏 徳	4 番	市 原 正
5 番	阿 南 善 範	6 番	森 元 秀 一
7 番	河 崎 徳 雄	8 番	市 原 新
9 番	大 倉 幸 也	10 番	湯 浅 正 司
11 番	田 中 弘 子	12 番	五 嶋 義 行
13 番	野 田 好 一	14 番	高 宮 正 行
15 番	井 手 明 廣	16 番	川 端 忠 義
17 番	高 宮 今 朝 秀	18 番	藏 原 博 敏
19 番	古 澤 國 義	20 番	田 中 則 次
21 番	古 木 孝 宏	22 番	阿 南 誠 蔵

欠席議員

な し

6. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	宮 川 清 喜
総 務 部 長	和 田 一 彦	市 民 部 長	佐 藤 菊 男
経 済 部 長	渡 邊 孝 司	土 木 部 長	伊 藤 繁 樹
教 育 部 長	園 田 羊 一	総 務 課 長	高 木 洋
福 祉 課 長	山 口 貴 生	農 政 課 長	本 山 英 二
建 設 課 長	井 八 夫	財 政 課 長	宮 崎 隆
教育委員会教育課長	日 田 勝 也	税 務 課 長	藤 井 栄 治
ほ け ん 課 長	岩 下 ま ゆ み	観光まちづくり課長	吉 良 玲 二
住 環 境 課 長	阿 部 節 生	市 民 課 長	橋 本 紀 代 美
水 道 課 長	丸 野 雄 司	農業委員会事務局長	田 口 求
人 権 啓 発 課 長	下 村 裕 二	内 牧 支 所 長	古 閑 政 則
波 野 支 所 長	坂 口 英 昭	会 計 課 長	山 口 正 孝
監査委員事務局長	小 嶋 穂 壽 美	阿蘇医療センター事務局長	井 野 孝 文
代表監査委員	佐 伯 和 弘		

7. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石 寄 寛 二	議会事務局次長	若 宮 一 男
書 記	佐 藤 由 美		

8. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 平成 25 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 平成 25 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 平成 25 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 平成 25 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 平成 25 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 平成 25 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7 号 | 平成 25 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 8 号 | 平成 25 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 9 号 | 平成 25 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 10 | 認定第 10 号 | 平成 25 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 11 | 認定第 11 号 | 平成 25 年度阿蘇市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 平成 25 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第 13 | 認定第 13 号 | 平成 25 年度阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院事業会計決算の認定について |
| 日程第 14 | 報告第 18 号 | 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 15 | 報告第 19 号 | 有限会社神楽苑の経営状況を説明する書類の提出について |
| 日程第 16 | 請願第 1 号 | 集団的自衛権行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書提出についての請願書について |

午前 10 時 00 分 開会

1 会議宣告

○議長（阿南誠蔵君） 皆さん、おはようございます。

議事に入ります前に、土木部住環境課長より、発言の申し出がっておりますので、これを許したいと思います。

住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君） おはようございます。

貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

昨日、議題とさせていただきました、議案第 78 号、阿蘇市下水道事業特別会計補正予算書の中に、一部誤りがございましたのでこの場で訂正させていただきたいと思います。

別冊 3 をお願い致します。申し訳ありません。

別冊 3、議案第 78 号をめぐっていただきまして、1 ページでございます。

第 1 条の条文中、補正後の金額を 7 億 3,439 万 9,000 円と表記致しておりますが、正しくは 7 億 3,433 万 9,000 円で、9 万円が 3 万円というかたちで訂正となります。

単純なミスでございました。誠に申し訳ありません。

宜しくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 以上で、住環境課長の報告を終わります。

それでは、早速会議に入りたいと思います。

ただ今の出席議員は、22 名であります。

従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日の執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のうち、教育課長が公務のため出席できないことを申し添えておきます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1 認定第 1 号 平成 25 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 認定第 2 号 平成 25 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第 3 号 平成 25 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第 4 号 平成 25 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第 5 号 平成 25 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 6 号 平成 25 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第 7 号 平成 25 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 8 号 平成 25 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第9号 平成25年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10 認定第10号 平成25年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11 認定第11号 平成25年度阿蘇市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12 議案第12号 平成25年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第13 認定第13号 平成25年度阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院事業会計決算の認定について

○議長（阿南誠蔵君） お諮り致します。

日程第1、認定第1号「平成25年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第13、認定第13号「平成25年度阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院事業会計決算の認定について」までを、一括議題に致したいと思います。

なお、質疑については、一般会計、特別会計、企業会計に分けて行うことに致したいと思います。

これに議異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 議異議なしと認めます。

従って、日程第1から日程第13までを一括致しまして議題とし、質疑につきましては、一般会計、特別会計、企業会計に分けて行うことに決定致しました。

それでは、平成25年度一般会計、特別会計、及び企業会計の決算について、これより会計管理者である会計課長の説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（山口正孝君） おはようございます。

ただ今議案としていただきました、認定第1号から認定第13号まで、決算の調整を行いましたのでご説明をさせていただきます。

認定第1号から認定第11号までの、平成25年度阿蘇市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書につきましては、別冊12の緑色の冊子でございます。

認定第12号、平成25年度阿蘇市水道事業会計決算書につきましては、別冊13となっております。

認定第13号、平成25年度阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院事業会計決算書につきましては、別冊14となっております。

それぞれ、相当な量となっておりますので、お手元の方に、平成25年度歳入歳出決算書【実質収支に関する調書より抜粋】と書いた、A4の1枚紙を渡しておりますので、それに基づきましてご説明させていただきたいと思っております。宜しくお願い致します。

では、上段の方から参らせていただきます。

それでは、まず認定第1号、阿蘇市一般会計でございます。

歳入総額193億7,129万4,000円、歳出総額180億2,164万2,000円、歳入歳出差引額13億4,965万2,000円。

翌年度へ繰り越すべき財源と致しまして、繰越明許費繰越額4億8,006万8,000円、事故

繰越額 4,462 万 7,000 円。結果的に実質収支額と致しまして、8 億 2,495 万 7,000 円となっております。

続きまして、認定第 2 号から第 11 号までの特別会計につきましては、ご覧の表のとおりとなっております。

中段になりますけれども、認定第 12 号、阿蘇市水道事業会計でございます。

収益的収支でございますが、収益的収入 4 億 6,884 万 3,522 円、収益的支出 4 億 1,381 万 706 円、当年度純利益 5,503 万 2,816 円となっております。

この利益につきましては、前年度繰越欠損金 2,098 万 5,115 円に充当しております。

この結果、当年度未処分利益剰余金が 3,404 万 7,701 円となっております。

続きまして、資本的収支でございます。

資本的収入 1 億 3,008 万 2,700 円、資本的支出 4 億 3,318 万 9,660 円、不足額と致しまして 3 億 310 万 6,960 円となっております。

不足額につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額 1,011 万 367 円、及び過年度分損益勘定留保資金 4,892 万 9,220 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 9,945 万 1,710 円、減債積立金取崩額 4,461 万 5,663 円で補填しております。

続きまして、認定 13 号、阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院事業会計でございます。

まず、収益的収支でございますが、病院事業収益 11 億 8,872 万 8,257 円、病院事業費用 12 億 6,827 万 2,245 円、当年度純損失 7,954 万 3,988 円。当年度純損失 7,954 万 3,988 円に、前年度繰越欠損金 4 億 8,416 万 2,479 円を加えました結果、当年度未処理欠損金は 5 億 6,370 万 6,467 円となっております。

続きまして、資本的収支でございます。

資本的収入額 13 億 8125 万 2,000 円から、翌年度繰越財源であります 2 億 5,000 万円を除きました 11 億 3,125 万 2,000 円が、資本的支出額 11 億 3,483 万 4,583 円に對しまして、不足する金額 358 万 2,583 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

以上、簡単でございますけれども、決算報告と代えさせていただきます。

宜しくご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） ただ今の、平成 25 年度歳入歳出決算につきましては、実質収支に関する調書を抜粋して説明されたところであります。

続きまして、平成 25 年度の一般会計、特別会計、及び企業会計の決算、並びに基金運用状況の審査意見を阿蘇市代表監査委員に求めます。

代表監査委員、佐伯和弘君。

○代表監査委員（佐伯和弘君） 議員の皆様おはようございます。

では、早速でございますけれども、平成 25 年度阿蘇市一般会計、特別会計、企業会計を決算審査意見書に基づきまして、決算報告を申し上げます。

まず、2 ページの決算規模についてであります。

歳入歳出規模で見ますと、平成 25 年度予算現額 307 億 2,298 万 8,155 円に對しまして、歳入総額 281 億 6,774 万 7,474 円。歳出総額 263 億 8,795 万 6,182 円。

執行率におきましては、歳入総額におきましては 91.7%、歳出総額におきましては 85.9%であります。

ところで、予算とは 1 会計年度の収入と支出を見積った計画書のことでありまして、政策を金額で表して表示したものであります。その予算は、議会で議決されて成立し、執行部は範囲内で執行の義務を負いますし、予算の執行の結果として、市民に期待される政策的効果の実現が産出されることになります。

一般会計、特別会計共に、特出した金額の増減は昨年と比べましても大差なく、復興 2 年目の決算としましては、冷静に予算執行がなされたのではないかというふうに評価をしております。

3 ページの市債等の状況であります。

申すまでもなく、阿蘇市の借入金のことでありますが、平成 24 年度末 165 億 6,870 万 5,000 円に対しまして、平成 25 年度は 169 億 1,958 万 4,000 円ですので、平成 25 年度で 3 億 5,087 万 9,000 円増加したことになります。特に、増加しましたのは、下から 4 段目の臨時財政対策債の 3 億 2,182 万 8,000 円であります。

特別会計、企業会計を含めた、阿蘇市の起債額は 4 ページに表示してありますけれども、当期 4 億 2,035 万 4,000 円増加しております。

つまりは、一般会計での借入金が、起債全体の借入金増加としてカウントされたことになります。

ちなみに、当期、阿蘇市民一人当たり借入金は、人口が 2 万 7,953 人でありますので 85 万 2,000 円となります。

同じく、4 ページの財務分析比率について、若干の説明を申し上げます。

実質収支比率は、8.5%でした。昨期が 6.2%ですので、2.3 ポイント低下したことになります。実質収支は決算収支が均衡していることの証左になる数字でございますが、つまり自治体では予算を適正に執行することにより、市民の税金が滞りなく消化されたことを意味しますので、2.3 ポイント低下したということは、昨期、歳出された金額よりも今期は 2 億 2,400 万円程度、消費出来なかったということになります。言い換えれば、的確な予算配分が完全には消化しきれなかったということになります。

この実質収支比率については、毎年のように申し上げておりますけど、阿蘇市が固定的に歳出される原資としての、標準財政規模に対しまして、歳入の 95%程度は有効に消化して下さいということであります。

次に、経常収支比率は財政構造の弾力性を表す率の事で、数字が低いほど財政が生き生きとしていることになります。全国的に 75%以下が望ましい比率でございますが、今期は 88.3%ですので、昨期からは僅かに回復しましたけれども、まだまだ硬直の状態であります。この比率が 100%を超えますと、財政の危機的状況、即ち、私どもで言わせれば動脈硬化の様相を呈することになります。

財政力指数は、財政力の強弱を表す比率のことで、数値が 1 を超えますと、普通交付税が交付されずセレブの自治体となります。自前で予算執行が出来ますので裕福自治体でありま

すが、一般的に多くの自治体は3割自治と言われている程、7ページに記載をしております
依存財源に頼らざるを得ない状況であります。

また元に戻りますが、公債費比率は起債の返済負担の度合いを表示する比率であります。
この公債費比率は、特別会計の起債を除いた、借入金の返済能力を示しています。

つまり、10%以下が他の予算執行を確保する上での最低限の比率ですが、5.8%はまずまず返済負担の軽い数値であることを意味致します。

補足しますと、あとで審議します財政健全化法の実質公債費率は、準元利償還金である一般会計から繰出しされる公営企業債の償還を含めますので、実質公債費比率は9.4%となります。

地方債許可制限比率は、昨期が7.7%。当期が7.2%ですので、やや緩和されました。20%以上になりますと、起債の許可が制限されますので、その意味では、実質公債費比率と同質の比率と受けとめても宜しいこととございましょう。

9ページの性質別歳出決算額の状況に移りますが、義務的経費は制度上、任意に削減されない経費であります。今期は、その義務的経費中、人件費において昨期より2億1,845万円減少致しました。その減少は退職による自然的現象によるものでございます。それに伴う、職員の採用等も、極力抑える施策の中で、削減効果が発揮されたものであります。

いたみの施策の中で、いかに歳出を市民向けに発信していくのが執行部の役割だと理解します時に、一応の効果が表れていると評価しますとともに、心しなければならないことは、人件費は市民へのサービスにも直接影響を及ぼす性質のものでありますことから、議員の皆様方の費用対効果、或いは、職員の皆様方の少数精鋭の能力向上とともに、孤軍奮闘の足跡が特に、私、監査委員としましては愛おしく感じられる所以でもあります。決してこれは、おべっかではありません。

11ページの歳入の状況を申し上げます。

当期の歳入決算額が193億7,129万4,000円です。そのうち、使途が自由な財源、つまり一般財源は地方税、地方交付税等の97億5,801万6,000円。一方、使途が決められている財源、つまり特定財源は、国や県への支出金、地方債等の96億1,327万8,000円です。平均して、全国の一般財源の割合は6割を超えておりますけども、阿蘇市の場合は50.3%強であります。

従いまして、一般財源に占める市税の中で、収入未済額が3億9,605万6,000円に上りますのは、厳しい数字であります。

最も、固定資産税の未済額が、当期1億1,493万5,000円減少しましたことは、評価に値すると思慮致します。

この未済額につきましては、14ページに記載をしております。

さて、15ページの歳出の状況ですけども、一般会計に占める歳出総額は180億2,164万1,000円です。

特に、昨期に比べて総務費が9億9,631万6,000円増加しておりますけども、その要因は、17ページに示しております工事請負高であります。災害復興費を含めて、各課担当の工事が

一応順環された結果でありまして、前期と比べましても、歳出額が6億3,796万2,000円減少しましたことは、歳入におきましても5億8,447万2,000円減少しておりますので、特に特筆すべきものではないというふうに考えております。

歳入は、市民の税金であります。と共に、歳出は全市民の福祉向上を前提とする最大限の歳出義務が生じます。

従いまして、市民の感情を逆なでするような歳出は、厳に慎むべきことであり、またあつてはならないことであります。

歳出の中身を検証してみますと、いくつかの疑問が浮かび上がってきます。平成23年度決算でも申し上げましたことですが、自治体の損失補償の問題であります。

損失補償は、公的に将来貢献できるであろう企業向けに、容易に融資が受けられるよう、自治体はその債務を万一の場合に補償するという約束のもと、金融機関と契約を結ぶことでありますけれども、それ相応の確実性と安全性が背景にあることが前提条件となります。

この融資は、合併2日前に緊急に融資されたものでありまして、また商法上、取締役会の決議事項でありながら、3企業の1社が取締会に出席もせず、2社で合意した変則的な融資であります。結果的に、連帯保証の求償権の行使もままならず、全額を阿蘇市が負担することとなりました。

つまり、このことは阿蘇市民が今後、残された債務を全額負担するという負の遺産でもあります。

確かに、我が阿蘇市は、世界に誇る阿蘇山をいただく有数の観光立地の自治体であります。観光と農業の2本柱は、行政の手厚い保護のもとに育まれていかなければならない重要な施策が必要であることは論を待ちません。

長年、旧自治体から現代に至るまで、手厚い施策を行使してきたことは、全市民の理解するところでもありましようが、しかしながら、長年の手当の勢いが、ややもしますとマンネリ化し、その結果として、既得権まがいの助成金、補助金、或いは委託料に落ち込みやすいデメリットの効果も否定されないところであります。正しく、この損失補償もその一例であるというふうに申させていただきます。

特別会計、及び企業会計について移ります。

阿蘇山観光を例にとりますと、歳入状況は年々、使用料及び手数料が落ち込んでおり、当期は23年度決算においては85.5%、24年度においては95.9%減少しており、金額にして前々期1,223万6,000円、前期318万5,000円減少をしております。

諸収入も、年々減少する推移がパターン化しておりまして、調整すべき繰入金が問題にありますけれども、当期は800万円に上りました。企業会計を含む特別会計で、歳入以上に歳出が多くなる場合は、緊急的に他会計より繰入金を行い財務バランスを行っているのが、全国自治体の実情であります。

公営企業法におきましては、経費等の繰入金は収益に計上することが公的にも認められておりますけれども、民間手法で言えば、これはあくまでも借入金です。実質収支比率が3%~5%が望ましいという論理は一応理解できますけれども、しかし本当のことは、歳出がいかに阿蘇

市民の為に有効に手当てされたかということでもあります。

夕張市は箱物行政で破たんしました。その原因がすぐに理解できなかったことは、決して監査委員の責任だけではありません。

国はすぐに、自治体の長や監査員に責任を転嫁させますが、監査委員が心しなければならぬことは、歳出の中身が本当に正しいものであるのか、ましてや、初期の予算設定金額が本当に適切であるのかを精査することが肝要であります。

今期も病院建設や公営住宅、或いは観光立地に応じた諸政策と目白押しの建設等がなされておりますけれども、指名、或いは随契等の契約を含め、監査委員の感覚は異常なほど神経を注ぎ込む分野でもあります。それだけに、基金の増減を始め、全体的な財務バランスの感覚は、磨いておかねばいけないというふうに肝に銘じているところでございます。

他の自治体で、不正経理が多発しておりますが、その原因は表で示された金額が、一応、認定された使途と表示されながら、実態はその金額がプールされまして、裏金として永々として続く、官の悪癖であります。

残念ながら、監査委員の調査権は、税務の調査権には足元にも及びませんし、見ることも容易ではありません。

しかしながら、監査はあくまでも平衡の感覚、つまり中立の立場で冷静に見極める精神が絶対条件です。それ故に、故意に監査実態を曲げた報告をすれば、罷免に値する重大な犯罪であります。そのことを座右の銘とし、淡々と監査をする姿勢を今後も続けてまいり所存であります。

さて、一般会計、特別会計、企業会計を総括しますと、昨期の未曾有の災害による超法規的決算からしましても、おそらくは、反動した決算になるのではないかと、危惧をしたところでありますが、数値的に見ましても極端な危険なシグナルは発信されておらず、安堵をしております。一重に、執行部の施策と議員の皆様、或いは、職員の皆様方の能力等が一致した結果として、評価するべきでありましょう。

阿蘇医療センターもこの8月に開院を致しました。困難を乗り越えて、いよいよ新しい阿蘇市の1ページを新たに構築していくことになりますけれども、全市民に開放されたオープンな行政活動が、今後も維持されますことをご祈念申し上げながら、監査報告に代えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 佐伯代表監査委員におかれましては、お疲れ様です。

これより、平成25年度阿蘇市一般会計、特別会計及び企業会計の決算、並びに審査意見について質疑を行います。この議題の質疑については、一般会計の質疑、特別会計の質疑、企業会計の質疑に分けて行うことに致します。

なお、本件はご承知のように、会期中の日程に従って各常任委員会に付託をされます。

従いまして、自己の委員会の件についての質問はご遠慮を願いたいと思います。

それでは最初に、認定第1号「平成25年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

14 番、高宮君。

○14 番（高宮正行君） 皆さん、おはようございます。14 番、高宮です。

一般会計の主要の施策の中から、11 ページの光ネットワーク事業の中の、修繕工事 120 件ということで 722 万 4,725 円上がっておりますけれども、これについて内容をお伺いしたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 主要な施策の成果、11 ページになります。

光ネットワーク事業に関しまして、修繕事業ということで 120 件 722 万 4,725 円。

内容につきましては、ケーブルの断線あたりが主なものになってきております。

○議長（阿南誠蔵君） 14 番、高宮君。

○14 番（高宮正行君） ケーブルの断線ということですが、当然、端末が備えつけてある光のケーブルの断線だと思いますけれども、それと ONU に繋がっているそのケーブルですね、その断線、ドロップケーブルと言いますかこれだと思いますが、その中で使用者の不注意による断線、これについて、使用者責任というかたちで、少しでも負担金を取られているのか。100%使用者の責任であっても、100%市の方で修理代は全部みてるのか、そこら辺をちょっとお伺い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ただ今、使用者側の方ということで、屋内に引き込んだ後の断線関係につきましても、現在のところ、市の方で軽微な修繕ということで対応を行っております。

ただ、屋外の配線関係、例えば道路上の工事中に車が引掛けて断線したとか、そういった部分につきましては、当然ながら原因者負担ということで原因者の方に負担を求めています。

○議長（阿南誠蔵君） 14 番、高宮君。

3 回目です。

○14 番（高宮正行君） なかなか、一般の家庭向けの断線については、負担金取りにくいということもあるでしょうけれども、やはりこれ公有財産なんですね。ちゃんと備品として、公有財産ということで管理をしていかないかんという観点から、やはり使用する人たちに、一般家庭に対して、きちっとした使用上の注意、どういことをすると断線しますとか、そういったことは書いてあるとは思いますが、常に、やはり広報をして、慎重に扱っていただくと。そして、公有財産ですから、みんなの物ですよということで認識をしていただいて、不注意で切ったりとか、そういうことがないようにという広報を、いつもやはり流していただきたいということです。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ただ今ご意見をいただきましたので、やっぱり、おっしゃると

おり公有財産、貴重な税金を基に使わせていただいております。

ご意見をいただきまして、広報あたりで周知の徹底を図りたいと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

16 番、川端君。

○16 番（川端忠義君） 16 番、川端です。

3 点質問を致します。

この主要な施策の成果について、まず 8 ページ。

地方バス運行等について。昨年度に比べて 449 万 6,000 円増加したということ。これは、災害等による、或いは燃料の価格の高騰というふうに書いてあります。

お尋ねしたいのは、⑨の課題と今後の取り組みについてであります。

この、バスの運行については、バス事業主体から市民主体の運行への転換を図り、その上で、公共交通機関を利用している。その前にありますね、市民が安心して暮らせる地域づくりといった福祉的観点にも配慮した運行ルートや、停留所の整備が必要であると。そして、バス事業者主体から市民主体の運行への転換が必要ということですが、これは具体的にはどういうことでしょうか。

例えば、停留所の移動とか、高森地区の遠隔地では、産交バスがかなり遠くまで山間地まで通っていて、集落がかなり停留所から離れているから集落の近くで停留所でなくてもそこで停まる、というような融通を利かせた運行がなされていますが、そういうことも配慮が必要といっているのかどうか、お尋ねを致します。

それから、36 ページ。高齢者住宅改修助成金が 544 万 9,000 円、これは、助成実施件数は 12 件ということですが、高齢者介護、これも要介護高齢者居宅ということですが、介護保険の中でも住宅改修というのが 20 万を限度額として行われていますが、この場合は、要するに 12 件で 544 万 9,000 円ですが、限度額はあるのかどうか。介護保険の住宅改修とどう異なるのか、その辺をお尋ね致します。

第 3 点は、42 ページです。

これは、地域改善事業の中で、⑦で 25 年度の事業の実績ということで、解放子供会の学習については、地元中通小学校が宮地小学校に統合されての初年度になって、例年同様、毎週火曜、木曜の週 2 回開催し、人権学習、基礎学力の向上、進路指導等、大きな役割を果たしたというように書いてありますが、まずどこで学習されているのか、どういう子どもたちを解放子ども会で対象にしてなされているのか、それをお尋ね致します。

以上、3 点宜しく願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 最初の、地方バスについてお答え致します。

課題にもありました、市民が安心して暮らせる地域づくりという部分につきましては、阿蘇郡市で作っております地域公共会議というのがございます。

その中で色々各市町村の方からも意見があって、議員が今言われたような高森の例もお話になりました。

やはり、まず1つは停留所です。停留所の位置、それと停留所のいわゆる雨とか風をしのぐ部分がないんです。雨が降ってもこういう囲いがないと。これは事業者負担にはなるんですが、そういうところも含めて、行政と事業者の中でどういう対策ができるかというのを、各方面で協議していただくという部分があります。

それと、ドアツードアですね。いわゆる、家の近く、乗合タクシーで言えばドアツードアなのですが、乗合タクシーとの関連性もありますので、今後どうなるか分かりませんが、基本的に高齢者、弱者が増える中で、それなりの対応をしていかんとですね、今のままでの公共交通を維持するということは、やはり行政としてはお粗末というふうに思っておりますので、その進捗状況に応じて各関係機関との協議の中で進めていくというふうに思っております。

ただ、今のところ具体的な施策は行っておりません。ただ、そういう福祉的なバス、または観光的な部分、そういう部分を含めて関係機関との協議も必要だし、それと不採算路線ですね。新たな事をするには、新たな財源が必要でございますので、議会の中でもお話ししましたとおり、10月1日から1つの路線を廃止致しまして変更致します。木川線と言いまして、茗ケ原を通って行く小国の方に行く分ですね。それを廃止致しまして、バイパス線に1本化すると。その部分で約300万円程、費用の捻出になるというふうになります。

従いまして、茗ケ原の方には空白地帯になりますので、乗合タクシーを導入するというかたちで地域との協議が進んでおります。

従いまして、その状況に応じたかたちで進めていきたいというふうに思っております。

まだ具体的なところまでは至っておりません。

○議長（阿南誠蔵君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） ほけん課でございます。

お尋ねのありました36ページ、高齢者住宅改造助成事業についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、介護保険係の方で業務を行っておりますが、一般会計の方で予算立てをしておりまして、県からの補助事業でございます。

限度額は最高がお一人70万円までということになりまして、36ページの⑦の25年度実績のところに書いてございますが、こちらにつきましては、利用される方の所得制限がございます。生計中心の方の前年の所得税が7万円以下の世帯、それから非課税の世帯と低所得の方たちが対象となっております。

それから、介護保険の方で行っております、住宅改修及び福祉用具等の購入につきましては、住宅改修が限度額20万円、福祉用具が10万円になります。

執行額につきましては、154ページ、介護保険事業の25年度の実績のところをご覧くださいと思います。

以上でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 他あと1点、どなたか。

人権啓発課長。

○人権啓発課長（下村裕二君） 人権啓発課です。

解放子ども会につきましては、人権啓発課では、カルデラＡＳＯの場所を提供しているものであり、旧中通小学校の生徒が中心に参加しておりましたが、現在、宮地小学校に統合致しまして、今の募集としましては、一の宮中学校校区の小中学生を対象に募集しております。それから、阿蘇中央高校の生徒も参っておりますし、高校卒業された一般の皆さんも参加されております。

学習につきましては、学校の先生の指導のもと、学習の強化学習、及び人権学習等を行っているものであります。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 他に。

16 番、川端君。

○16 番（川端忠義君） 地方バスの運行については、大変結構な課題として今後の、まず停留所が極めて、さっき言われたように、雨風しのげるような停留所が完備されていないということと、主に下車の問題ですね。乗車は停留所でも、乗車も出来るだけ高齢者の利用が多いわけですから、乗車も融通を利かせるとか。特に下車の場合ですね、買い物の荷物等もありますので、その辺の停留所とは限らず、融通を利かせて運行するように、今後検討していただきたいと思います。

高齢者住宅については、これは今年の場合は 54 万 4,900 円ですが、これは該当する人が 65 歳以上で、所得が前年度所得税が 7 万円以下ということで、そういう人、該当者は昨年度の実施は 12 件だった訳ですが、かなり希望の該当者はおると思いますが、これについては限度があるのかですね、該当者がおれば 1,000 万円になってもいいのかどうか、お尋ねを致します。再質問ですね。

それから、解放子ども会についてですね。今までは中通小学校と、地域のある学校と同和地区がある学校ということで、それも特定の地区だけでなく、全ての中通小学校の子ども達に学習が行われていた訳ですが、今度は宮地小学校と、同和地区は持っていないという中で、中通小学校から通学する子ども達を対象にしていると思います。或いは、その他の同和地区関係の大人もと思いますが、そういう特定な子どもや人たちで解放子ども会という特別な学習をすることによって、不公平感というか、そういうのが持たれば、さらに、要するに部落解放を解消していくということが学習の目的と思いますが、そういう特定な学習をやる事は、かえって不公平感、或いは差別感を助長するのではないかと危惧しますが、その辺はいかがでしょうか。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） お尋ねにありました、高齢者住宅改造助成事業について、再度ご説明をさせていただきます。

この事業につきましては、1 件当たりの限度額が 70 万円ございまして、今回 25 年度の決算額が 544 万 9,000 円ですが、これは県全体で枠が決まっております、各市町村、是非この位はということで、予算を県に申請をして、枠をそれぞれ申請額に応じて県から配分が

あるというような状況ですので、申請者の方全てに応えるということはなかなか難しいかと思えます。

それから、70万円の限度額ですが、例えば、浴室をすっぽり在宅で生活がしやすいように変えるという工事をしますと、通常は100万、200万とかいう大きな金額になります。その場合、まずは介護保険の住宅改修の20万円を先に、1割の負担ではございますがそちらを使って、それを超えた分をさらに使うということです。この70万の限度額いっぱいまで使う時には、当然、総工事費はもっと大きな100数十万円だったり200万円だったり、かなり大掛かりな住宅改造が必要となりますので、それだけの必要性のある方に限られてくるというような制度でもございます。

まず、1割の自己負担で受領委任払いを昨年10月から行っておりますので、介護保険の方の住宅改修の方が負担金額も少なく、手すり、それから段差解消、それからトイレの洋式への変更など、こちらの方が負担が少なくご利用が大変多い状況です。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 人権啓発課長。

○人権啓発課長（下村裕二君） 解放子ども会につきましては、教育委員会が事業としておりまして、カルデラASO自体は、隣保館の運営の利用率が使用によって上がるということでございます。

私、教育委員会にいて担当しておりましたので、今募集については全生徒に行っております。参加される方が、中通地域の方が多いということで、地区以外の方も参加はされておりますので、一応ご報告したいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 16番、川端議員。

○16番（川端忠義君） はい、3回目です。

解放子ども会、これは教育委員会に関連するということ、参加人員ですね、宮地小学校全員の子ども全員に呼び掛けているということですが、火曜と木曜ですかね。大体、年間何人の参加があったか。毎回でもいいですけど、分かりやすく説明して。

それから、当然、学習会ですから、講師がいると思いますが、講師は何名でいくらの講師料を年間支払われているか、その2点お願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） はい。ただ今のご質問でございますが、宮地小学校、それから一の宮中学校の校区の小中学生には、全ての方々にご案内して、希望者について参加をしていただいているところであります。

手元に資料がございませんので、実績等につきまして、或いは講師の謝金につきましては、後日ご報告させていただきます。

宜しくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 他に、ございませんか。

教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 記憶しておりますのが、1回につき1,500円だったと思います。

夕方からの学習会、先生方に来ていただくのが1回につき1,500円だというふうに記憶しております。

○議長（阿南誠蔵君） 他に、ございませんか。

1番、谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） 1番、谷崎です。

別冊12から質問致します。

67ページの市債の件ですが、当初予算で27億5,800万円組んでありまして、実際は16億7,000万円位になっていますが、繰越した予定の市債の明細が分かりましたら教えていただきたいのと、今年26年度で市債が20億円ぐらいなっていますが、大体その繰越も合わせていくぐらいを目途にされてるかについて質問致します。

もう1つ、公債費の件ですけれども、監査の説明の中に公債費率が5.8%とありましたが、大体、公債費は財政標準規模に対する公債費がいま15億円ぐらいなので、9.何%ぐらいだと思いますけれども、財政規模の数字になると5.8%となって数字が変わります。その変わる要因としては、特定財源ですかね、あれが引いてあるんですけども、その計算が何故そういうことをするのか、良かったら教えていただきたいと思います。

そして、公債費で大体、次回26年度、27年度、大体、どのくらいの規模になりそうか、その予想についてもご答弁お願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お答えします。

まず、予算の27億円に対して決算で16億円。この差額が基本的に、繰越しの事業の起債を充てる事業です。主なものは、道路改良関係の合併特例債、それと河川の改修の部分についても合併特例債を使います。それと、一の宮中校区の統合小学校の一部分があります。

それと、今回、ちょっと執行はしておりませんが、繰越しの中で、一の宮中学校の校舎の耐震改修工事の第2期、この部分の起債も1億3,000万円程ございます。それとあと、災害絡みの復旧費用の部分が主なものになります。

それと、事故繰りが3件ございまして、基本的に一部起債は使いますが、災害絡みが多い状況でございます。

それと、実質収支につきましては、基本的には基準財政需要額。その年の税收、または交付税制度によって、分母が大きく変わることもあります。一般会計ベースで5.8%なんです。基本的に災害復旧の事業費、それと他の今説明しておりますのが、学校の整備こういうのがある程度一段落すれば、数値的にはそんなに動くということはないと思います。ただ、来年、再来年までぐらいは、この公債費比率も若干上がってくると思います。

ただ、いつも総括的なお話で申し訳ないですが、いつも議会の中でお話ししているとおり、交付税の有利な合併特例債、それと過疎債。今だったら災害復旧債もありますが、それを優先して今充てております。幸いにも、この合併特例債、本来でしたら今年で終わりでございましたが、制度改正により5年延長というかたちになりましたので、いま阿蘇市が計画している事業等についてもそれが充てられるというかたちで、公債費比率についてはそんなに極

端に上がるということは想定はしておりません。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 次、質問、宜しいですか。

佐伯代表監査委員。

○代表監査委員（佐伯和弘君） はい。谷崎議員さんの質問にお答えを致します。

一般会計での公債費比率と、健全財政法によります実質公債費比率とは当然違います。

夕張市が破たんしました原因は、正しく企業会計の方で見抜けなかったという問題であります。

従いまして、一般会計の公債費比率に上乘せをしまして、水道事業、病院事業等の起債等を含めた時に、初めてこの阿蘇市の全体の起債、当然、起債というのは払っていかなければなりませんので、そういう意味合いからは、10%以下が望ましいということでもありますけども、両方合わせた%が 9.4%でありますので、まずは、両方の起債を含めましても、阿蘇市の財政上からみますならば、まずはまだまだ安泰であるというふうに評価してもらいたいと思います。

以上でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 他に、ございませんか。

6 番、森元君。

○6 番（森元秀一君） 6 番議員、森元でございます。

92 ページのですね、有害鳥獣対策事業。これは本当に報奨金が増えて、結構、捕獲数も増えました。今、農村の方々、被害に遭った方は本当に手厚いですね、あれだと思っておるところでございますが、この中で今、都会ではジビエ料理というようなかたちで、この有害鳥獣、猪、鹿ですね、これをしっかり有効活用していこうというふうなかたちの動きがあります。猪なんかは 3,000 円から 6,000 円ぐらいで、結構売れるところがあります。国レベルでジビエ料理管理士もいま策定中で、この秋には出来ると聞いておりますが、そういった中の移行を踏まえて取り組みを出来るかどうかですね。

あともう 1 点ですが、別冊 12 の中の 181 ページですかね、阿蘇イルミネーション補助金で 700 万円でしょ。これは毎年 700 万上がっているとおるんですが、その中で毎年 700 万円必要なかどうか、どういうふうなかたちで事業を使っているかということを伺いたいと思います。お願いします。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、92 ページの有害鳥獣の件でご説明します。

前日、非常に捕獲が多くなっているということを説明させていただきました。処理加工施設という部分も考えられると思いますが、今現在、県内では 4 ヶ所程の施設がございますが、これまで問合せをしてみると、なかなか、維持管理やっぱり販売面で非常に苦労されて、なかなか、上手くいってない部分がございます。

阿蘇市についても、いま非常に国の補助があるものですから、捕獲頭数が多いということでございますが、これから、勿論この部分が続くかも分かりませんし、いま捕獲される部分

が十分確保できれば、色んな広域的な部分で阿蘇市だけではなくて、阿蘇郡管内とかそういった部分で考えるのは考えられると思いますが、今の時点では、なかなかやはり販路の面とか色んな部分で、もう少し精査しないとなかなか難しいのではないかと考えております。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） イルミネーションについてお答えします。

イルミネーションは、これは以前は冬季のバルーンフェスティバルというが行われていましたが、継続していくうちにあまりにも天候に左右されるイベントということで、イルミネーションに変えた経緯がございます。だから、イルミネーションに変えましたが、LEDの単価と、それとある程度LEDの数がありませんと形になりませんので、もう暫くは、イルミネーションの購入、それとこれにつきましては、全部がイルミネーションの購入じゃありません。設置、撤収までしたところでございます。

それと、この中には春先の分で、そのイルミネーションを活かして、黒川堤防沿いの桜で桜の時期に兼ねてやっておりましたが、ちょっとまたその堤防の桜も今回なくなりましたので、場所と旅館組合さん等と一緒にやっておりますので、ただこの事業そのものはですね、イルミネーションLEDの数を確保する為にも、もう少し必要だと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 6番、森元君。

○6番（森元秀一君） まず、有害鳥獣の件なんですけど、いま今年の秋ですね国の方で、そういった衛生管理指針も作成するというふうなことです。地域支援の利活用というようなことでは、大事な一点になってくると思うんですね。

そういった中でこれから、どんどんと捕獲数も増えてくると思いますので、前向きな検討をお願いしたいと思います。

あと、イルミネーションの件ですが、イルミネーション毎年そういったかたちの700万円の事業というのはLEDというような関係で必要なんですか。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 今3年やっております。基本的にLEDの価格を安く上げようと思って中国産を1年目入れましたけど、非常に安いだけでよろしくないもので、ほとんど1年目のやつは使えない状況になって、それから変えて今2年ということで、まだ必要だと思いますし、もう1こ、今これの中で、体育館の横でも実施しておりますので、今年から、地元の人たちを入れたところのスペースを作るというのも旅館組合さんと話しておりますので、まだ必要と思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 他に、ございませんか。

7番、河崎君。

河崎君にお伝え致します。時間が1時間ちょっともう過ぎておりますので、休憩をしてから続けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、暫時休憩を致します。

午前11時04分 休憩

午前 11 時 14 分 再開

○議長（阿南誠蔵君） 休憩前に、引き続き会議を開きます。

先程、川端議員の質問に対しての教育課長の答弁について、補足説明の申出がっておりますのでこれを許します。

教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 先程、川端議員さんからご質問いただきました、解放子ども会の先生方の講師謝金の件で、私が 1 回につき 1,500 円というふうに先程、発言しましたけども、確認しましたら 1 時間が 1,500 円ということで、大体 2 時間ぐらいお願いしておりますので、1 回につきましたら 3,000 円ぐらいになると思います。

すみません、訂正してお詫び申し上げます。

○議長（阿南誠蔵君） それでは、認定第 1 の質疑を続行致します。

7 番、河崎君。

○7 番（河崎徳雄君） 7 番、河崎です。

私の認識不足で、ご迷惑かけるところがあると思いますけど、遠慮なく議長、制止を注意をしていただきたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 出来るだけ、迷惑のかからないようにお願いします。

○7 番（河崎徳雄君） では私も、繰り返し質問は致しませんので、全体的に言いますと 6 つあります。

総務関係が 2 つ、文教関係が 4 つありますけれども、再度の質問は致しません。

だから、全部したいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 河崎議員にちょっと申し添えます。

質疑は 1 議案につき 3 回までです。

その場合、1 回の質問は 3 問までですので、宜しくお願い致します。

○7 番（河崎徳雄君） 分かりました。

まず、総務関係で 1 ページ。

阿蘇市の除雪助成ですけども、これが波野中心だと思いますけれども、古城地区もありす、阿蘇全体ありますけれども、行政区で何地区ぐらいに行われたのか、事業費も良かったら説明していただきたいと思います。

それと、6 ページの波野地区福祉バスですけども、これが萩の里温泉の送迎に使っておりますけれども、1 日平均しますと、大体 5、6 人になるようでございます。これで、成果のところ人間が固定化となっておりますけれども、何名ぐらいの方が利用されているのかということ、合わせて 42 万 8,000 円入浴券交付料があるわけですね。これとの関わり合いを説明していただきたいと思います。

もう 1 つは、民生費 33 ページ。

認知症ですけども、認知が事業費 366 万円組んでありますけれども、私も集落で再三こういうサポーター講習には行っておりますけれども、この事業費の実績の中で、高齢者サロン、並びに学校等となっておりますけれども、非常にこの前、新聞にも載っておりますし

たけれども良い事だと思っております。そういうことで、学校等については、どのような実績があるのかとですね、もう1つ、一番最後の成果、取組方策ですけれども、この前、地元であった時、県の資料と阿蘇市の資料、包括センターの資料、これがほぼ同じですね。一部はちょこっとは違います。ほぼ同じだから、集約はできないのかと、費用節約面からみて、費用節約は出来ないかでございます。

以上、3点をお尋ね致します。

再度、答えを求めませんので、詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） お疲れ様です。

第1点目の質問。別冊16、主要な成果の1ページになります。

阿蘇市除雪作業助成事業、これについて説明を申し上げたいと思います。

今年の2月ですね、非常に大雪でありました。平野部でも50cm、山間部になりますと1m近くということで、本来であれば道路管理者の方で除雪作業を進めていただいておりますところでもありますけれども、雪の量が雪の量であっただけに、総務の方としましても地域の方々にもご協力をいたさうということで、阿蘇市除雪作業助成要項というのを定めまして、作業時間に応じて燃料費の助成を行ったところです。

阿蘇市内117の行政区がありまして、実際、うちの方から助成を行ったのが56の行政区に助成を行っております。ただ、道路はずっと繋がっておりますので、例えば、例を例えますと、私は町1区だから、町1区だけの道路をするのではなくて、町1区の道路は当然、町2区にも繋がっております。1人の方がですね、ずっとその主要な幹線をされたというふうに聞いております。

主には、旧一の宮地区で申しますと、50行政区のうち17の区長さん方から申請がっております。旧阿蘇町で申し上げますと、52行政区があるうちの25の行政区から申請がっておりますし、旧波野地区、非常に期間も長期間に亘りました。行政区15行政区のうち14の行政区から申請が上がっております。波野地区で上がっていないのが、小地野区になっておりますけれども、小地野区につきましては、やっぱり周りの方々が、うちの区はここからここまでだから、ここまでしかせんではなくて、やっぱり幹線道路をずっと行かれたということで、除雪も時間は掛かりましたけれども、大きな混乱をきたすことなく除雪が出来たものというふうに考えております。

以上になります。

○議長（阿南誠蔵君） 波野支所長。

○波野支所長（坂口英昭君） それでは、6ページの波野地区の福祉バスの件でございます。

利用者につきましては、ここの6ページの⑦にありますように年間で1,361人、1日平均に直しますと5.7人になります。前年度の場合が6.4人ということですので、毎年、大体6人ちょっとぐらしか利用してないというような状況にはなりません。利用者が固定しているということではありますが、ここ数年、ずっと利用者数につきましては、同じ

ように推移をしているところでございます。

荻の里につきましては、利用者のうち、約半数近くの方が行かれているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） 関連でございますので、私の方から、ただ今の質問についてちょっと補足を致します。

荻の里温泉の42万8,400円につきましては、この決算書の別冊12の117ページになります。委託料の中に、備考の一番上に、荻の里温泉センター入浴券交付事業委託料として42万8,400円の実績があります。

これにつきましては、70歳以上の高齢者につき、1人につき20枚の温泉券を年間1回に限り交付しております。支払いにつきましては、荻の里温泉での利用実績に基づいて支払いを行っておりますので、1回につき300円でございますので、42万8,400円を300円で割りますと1,428枚になるかと思えます。

○議長（阿南誠蔵君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） 33ページ、市町村認知症施策総合推進事業についてご説明申し上げます。

先程、ご質問のありました学校等ということですが、地元の阿蘇中央高校をはじめ、小中学校に出向いてサポーターの養成講座を実施しております。

こちらに書いてありますとおり、年間47回開催をしております。総受講者数は年間1,350人になっております。現在、平成21年度から認知症の推進委員が出向いて研修会を行っておりますが、阿蘇市におきまして延べ人数は約5,000人、人口の17.7%が受講して、このようなオレンジリングを貰っております。

それから先程、お尋ねのありました、県と市の用意したパンフレットでございますが、たぶん河崎議員が言われている、これが熊本県の用意したものかと思えます。それと、これが阿蘇市の地域包括センターの方で用意したものです。

内容は、一部重複しているということですが、認知症の捉え方自体は、県の作ったもの、市の作ったものも内容に変わりはありません。ただ、県の場合は、大変内容がページ数も多くて、各種の認知症の方に対するサービスの一覧とか詳しく内容が載っております。その代わり、私ども市に来る場合には、十分、市民の方に届くまでの冊数がないので、ダイジェスト版というようなかたちで、どなたにも簡単に見て、十分、数が用意出来るようにということで、阿蘇市地域包括センターの方で、25年度この認知症のパンフレットを用意しております。無駄になる部分というのも、確かに一部あるかもしれませんが、利用先と配布先、それから目的が若干異なっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 7番、河崎君。

○7番（河崎徳雄君） 他にですね、色々質問したいことがありました。35番の敬老会費とか、58番の生活保護の問題。これは、あとで質問されますけども、病院建設出資のことですけども、以上については質問できません。また、個人的に聞きますので、教えてくださいたいと思います。

では、今3点したことに関連して質問を致します。

まず、高木総務課長の方から除雪対策のことですけども、これが前の議会の時もありましたけれども、やっぱり危険をどのように克服するのかということでございます。私とすれば、保険あたりに加入してやっぱりやれば出来るんじゃないかと。災害は付き物でございます。事故も付き物でございます。それ言ったら、何もできません。そういうことで、良かったら他に、農政関係とか土木関係にも除雪対策の費用がありますけれども、そこに関連して、こういう当初から他所の町村、高森あたりは当初から予算計上してあります。

災害は付き物でございますので、そういう危険度合いを克服して、是非、当初から予算化をしてもらったらいかがかと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 除雪関係ですね、非常に危険を伴う作業だというふうに認識しております。

実際に、お隣の大分県竹田市の方も、除雪作業中に、ちょっと落ちられて亡くなられた、そういった事象も発生しております。

今回、市の方でこういったかたちで助成を行いましたのは、特例的なものというふうに、まずはご認識をお願いしたいと思います。

当然、雪が降りますと限られた業者数の中で、まず国道をあける、その次が県道、主要な市道。それを待ってっては、なかなか地域隅々まで市民生活に支障をきすということで、特例的に今回、私達の方で燃料費の助成ということでやらせていただきました。

保険関係につきましても、先の3月議会の中で、保険関係どうなっているんだという話がありました。市が加入しております、市町村総合事務組合そちらの方で確認を行いましたところ、まず、保険適用の為には何月何日から何月何日まで、誰をどういったかたちで雇うといった委嘱状の交付でありますとかが必要になってきますし、あと機械の故障あたりはですね、当然、車両保険で対応されるべきものであって、損害賠償、この保険の方では適用出来ないというような返答をいただいております。

課題として、今受け止めまして、今後、例えば、他の保険会社そういったものに加入するとしても、どこの誰という名前を付け足したりするようなことも必要になってきますし、その時の人数が非常に不特定。雪が降った、たまたまおる、たまたま機械がある。そういったところは、ボランティアの気持ちで出られますので、そこ辺、本当に保険の部分については非常に微妙なところになってきますので、そこまた今後の検討課題ということで、対応させていただきたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 7番、河崎君。

3 回目です。

○7 番（河崎徳雄君） 高木総務課長については、再度、また質問致しますけれども、保険あたりの対応してもらったらいかがと提案しておりましたけれども、JAの農協のは各区で区長が主催する行事については全部対象になります。それあたりも一応、調べていただきたいと思います。区長が頭にある事業については全部、英国の保険ですけれども全部ありますので、参考にいただきたいと思います。

要は、高森あたりはどのようにして、その予算化をしている訳ですかね。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 高森町については、事前に除雪サポーターということで、名前を付け出していただいて、その機械、こういった機械を使います、こういった大きさです、そういった分も含めて、個別に保険に入っておられるということで情報をいただいております。

○議長（阿南誠蔵君） 他に、ございませんか。

河崎君、3 回で終わりました。

はい、蔵原君。

○18 番（蔵原博敏君） 私も、発言ができますなら、議運の一員として、議運の申し合せは、議題を 3 議題まで、1 議題に対して 3 回のやり取りはいいんですよね。

河崎議員は今、1 議題に関しては 3 回されましたので、あと 2 議題に関しましては、あと 2 回ずつあるのではないかと思います、議運の委員長いかがでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 申し添えます。

皆さんも誤解があると思いますが、1 議案に付き 3 回までです。その 3 回までの中に、3 回だけ質問がされる、質問が 3 つだけ出来るということです。それを 3 回できますから、合わせて 9 回は出来るんですよ。ですけど、質問するのは 3 回までですから、前のやつを言い損なったから、4 回目言うということは出来ない訳です。分かりますか。

質問について、3 回は質問できますが、1 回につき 3 質問だけは出来ます。だから、全部で 9 回は出来る訳ですよ。ですから、3 回しか質問できませんので、4 回に今なりましたから、駄目ですよということを言った訳です。3 回までです。手挙げて質問するのは、3 回までです。質問する内容は、1 回につき 3 つまでいいということです。

12 番、五嶋君。

○12 番（五嶋義行君） 私は 2 点、質問します。

45 ページの放課後健全育成事業。昨日の条例の時にちょっと説明がありましたが、再度、阿蘇市の現状と、今のままで十分なニーズに応えができておるのか、それと指導員の報酬等を教えていただければ教えて下さい。

それから、57 ページの緊急雇用創出基金の住まい対策分。このことが、外から阿蘇市に入ってきた時に、すぐ家が見つからんと。そういう人たちに該当するかどうか。

その 2 点を質問したいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今のご質問の1点目につきましては、45ページでございます。

放課後健全育成事業につきましては、⑦の事業実績で書いてございますように、現在5クラブで運営をいたしております。中身につきましては、昨日、部長の方からどのクラブということで、名所の説明があったかと思えます。

現状が、その需要を満足しているかという話でございますけども、基本、需要というか利用を希望される方、1人が1ヶ月に大体4,000円とか4,500円の負担金を払って運営が成されているものですから、当然、必要な方には提供が出来ていると思っております。

あと、コーディネーターと言いますか、役員等の報酬でございますけども、運営費自体をその利用人数に応じて、補助金というかたちでお渡ししておりますので、各クラブその役員の報酬等については差異があると思えます。

次に、57ページでございます。

緊急雇用創出基金の住まい対策分としてありますけども、基本これは保護の事業の1つでございます。ですので、例えば、急にその住まいをなくして、その働きたいけれども住む家がないのでどうしたらいいかという相談があった場合に、そのアパート等を借上げて、その家賃について、ひと月確か2万5,000円だったと思えますけども、上限がありますけども、その補助することで安定した就労に繋げるという事業でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 12番、五嶋君。

○12番（五嶋義行君） 先ほど言いましたように、他所から阿蘇市に入ってきて、取り合えず、住まいが見つからないからということで、このことは該当しませんか。

○議長（阿南誠蔵君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） すみません。抜けておりました。

結局その、他市町村からの転入につきましては、要はその人が生活保護受給出来るのかどうかというのが資格になります。ですので、そのどっか家を見つけないからということでの事業ではありません。

要は、生活困窮者で保護に値するような方が、住まいがないからという理由での事業になります。

○議長（阿南誠蔵君） 12番、五嶋君。

3回目です。

○12番（五嶋義行君） 関連ですが、例えば、先程から言うように、外から来た人がするための、助成事業というのは阿蘇市にはないんですか。

○議長（阿南誠蔵君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ありません。一般的にご自分で見つけれられるか、普通に所得要件とかありますけども、公営住宅に転入後にその市町村に申し込まれるかになると思えます。

○議長（阿南誠蔵君） 他に、ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終ります。

続きまして、認定第2号「平成25年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第11号「平成25年度阿蘇市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」まで、これより質疑を行ないます。

質疑はありませんか。

16番、川端君。

○16番（川端忠義君） 2点質問致します。

まず、153ページです。国民健康保険事業についてです。

まず、国民健康保険の基金の取崩しが、2年連続、平成23年度まではだんだん積立てて上がって、約4億5,000万円積立てがあったと思いますが、24年度は災害もありました。色々、その原因を聞きたいと思いますが、災害があったということもありまして1億5,000万円取崩して、更に、25年度もここに書いてありますように、この青い冊子には約1億5,000万円取崩したと。合わせると、3億円取崩しがあっています。

その原因について、どう分析されているかということをお尋ね致します。確かに、24年度は災害があって、災害を受けた人は保険料の免除、或いは、一部負担の減免等があったと思います。

それから、25年度は災害による24年度の収入が減って、保険料が減額されて収入が減ったということで、基金を取崩す要因になったかともありますが、その他の要因もあると思いますので、その辺お尋ねを致します。

第2点は、医療費。ここ⑦番の25年度の事業実績ということで1人当たりの費用額が、療養諸費と書いてありますが、一般の場合は36万2,198円と、退職者については63万1,886円と。非常に倍まではいきませんが、差額がありますが、この原因は何なのかというのが第1点と、阿蘇市は医療費が高い高いと、医療費がかかると言われていますが、要するに、1人当たりの費用は退職者も含めていくらか、そういう統計が出されているのがあればいくらか、それは順番からするとどういう順位に位置しているかと。おそらく、かなり高いと思います。その要因は何なのかというところを、お尋ね致したいと思います。

それが第1点の国民健康保険ですが、次は介護保険料です。

介護保険事業について、154ページです。保険料が阿蘇市においては、非常に今、平均5千何百円となっていますが、阿蘇市は23年度までの積立繰越金が相当あって約3億円あって、前回の第5期の介護保険の改定では100円の値上げで済んだと。他所の町村では1,000円、或いは、高い所では千数百円という値上げ、基準額があっていますが、今4,000円が基準額で頑張っておられます。

そういう中でも、繰越金があって24年度では8,000万円の繰越しがあって、累計すると基金が1億5,600万円と。要するに、保険料は安いものにも関わらず、基金まで繰越金も8,000万円。そして、基金をさらに増やしたということで、国民健康保険とはまったく逆の関係であります。その要因は何なのかという点をお尋ねをいたします。

その2点、まずお尋ねを致します。

○議長（阿南誠蔵君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） まず、お尋ねのありました153ページ。国民健康保険事業についてご説明申し上げます。

お尋ねのありました、基金取崩しについてでございますが、いま川端議員が言われましたとおり、平成24年から毎年一部を取崩して、国民健康保険の会計の運営に充てている状況でございます。これの原因と致しましては、先程、議員も言われましたが、24年につきましては災害における減免、それから自己負担の免除そういうものに充てた分も、勿論、原因としてございます。

それから、平成25年度につきましては、25年度の保険料の算定といいますのは、24年分の収入でいきますので、やはりこれにつきましては、災害による所得の低下等も影響があるかと思われます。そして、平成26年、本年度も基金を取崩して特別会計の方に繰入れることで予定をしております。

原因がいくつかございますが、阿蘇市におきましては、ここ数年ずっと保険料を改正せずに基金を取崩しながら、どうにかこう凌いできたという状況がございます。少しでも、被保険者の方達の負担が少なくなるようにということで、基金が幸いありましたのでそれで凌いできたというのが原因かと思えます。

そして、もう1つの原因といいますのが、先程、⑦の25年度事業実績のところでも言われましたとおり、1人当たりの医療費というのが、今月号の広報にも医療費のことを載せさせていただいておりますが、平成20年度以降、阿蘇市の医療費といいますのは、県の平均を毎年上回っておりまして、年々その差ですね、県の平均より解離して幅が広がっている状況です。先程言われましたとおり、特に一般が36万2,198円。これは、1年間の自己負担も含めた10割分の医療費の分でございます。退職といいますのは、65歳から75歳未満の方達。比較的、会社とかを退職されて若い高齢者の方達。この方達の分が大変、医療費が上がっております。平成24年度の退職者の医療費といいますのが、1人当たり年間54万1,992円でしたので、25年度は10万円まではいきませんが、63万1,000円ですので、かなり上がっております。

これの原因につきましては、ほけん課には保健予防係がおりまして、保健士の方、それから管理栄養士の方、いろいろ健診業務に取り組んで医療費の分析、阿蘇市民の健康状態の分析を行っておりますが、やはり1番問題なのは生活習慣病、それからお勤めされている時になかなか健診を受けていなかったり、受けていてもきちんとその後の改善に努めていなかったりという状況で退職を迎えられ、健康保険が社会保険から国民健康保険に変わられて、若い方達に対しては、例えば、医療も最先端の医療を治療として使われる場合がありますので、どうしても医療の診療報酬が高額になっているというのが原因ではないかと思われます。

それから、県でのどのあたりになるかということなんですが、大変申し訳ありません。今、手元にちょっと県でのランキングというのがございせんが、県の平均よりは平成20年で毎年超えて上の方にあります。記憶では、大体、高い方から10位か20位の間位ではなかつ

たかと思います。

国民健康保険につきましては、以上でございます。

それから、次のページ 154 ページの介護保険事業でございます。

こちらにつきましては、介護保険料のことでお尋ねがございました。

第 5 期につきましては、阿蘇市の場合、繰越金の方もありましたので、第 5 期を策定する時、当時出来るだけ皆さんの高齢者の方の負担が少ないようにと、サービス料を見込んでの阿蘇市の第 5 期の保険料の算定額というのは、実は 4,700 円程度だったと聞いております。その当時の金額は。ただし、繰越金等がございましたので、被保険者の方の負担増を防ぐために 4,000 円に設定を致しまして、繰越金の中から、介護給付費に充てていくということで、第 5 期、今年を含めまして 3 年間、介護事業を運営をしていっております。

介護の方は基金があるということでございますが、昨日の補正予算の方でご説明をさせていただきましたが、25 年度の決算として 8,000 万円ですね、基金の方に一旦積立てはしたんですが、昨日、説明しましたとおり、25 年度国・県支払基金等から交付をいただいた分で、超過している分が清算して返すことになりましたので、3,700 万円程度また取崩して介護特別会計に入れて、国・県支払基金に返還するという事になっておりますので、介護保険の方も国民健康保険よりは、基金に若干まだ余裕がございますが、それでも大変厳しい状況に変わりはございません。高齢者の人口はこれから益々増えてまいりますので、多少の基金があるからといって、甘い策定はできないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 16 番、川端君。

○16 番（川端忠義君） はい。要するに、国民健康保険もうそこは両ページになって見易い訳ですが、国民健康保険の保険事業と介護保険の保険事業が、何か逆方向ということです。

さっき、保険料が阿蘇市は安いと言われたんですけど、決して安くないです。中位以上いっています。1 人当たりは約 9 万数千円ということで、安くはありません。

そして、それでずっと私が議員に、最近ここ 10 年間位は、保険料については、要するに均等払い、平等払い、それから、収入払いについては変えてきていないということで、そういう中でも積立てを年々ですね数千万円ずつ積立ててきて、4,500 万円の積立てが 23 年度まであった訳です。

それで、保険料が決して安いとは言われませんが、しかし、これがたった 3 年で、24、25、26 ですね、災害があったとはいえ、取崩してしまうということについては、やっぱり相当検証する必要があるのではないかと思います。

下を書いてあるように、例えば、保健指導なども大分良くなって 40%を超えていますかね、目標を超えておるし、医療特定健診も増えているにも関わらず、要するに基金を取崩してしまっているということについては、厳しく検討し自己批判をする必要があるのではないかと思います。

介護保険については、大体 4,800 円位の取崩しをして、たった 100 円しか上げない、そして安い保険料で、さらに今年 1 年みても 8,000 万円の繰越金。そして、基金を 1 億 5,000 万

円を超える基金を貯めたという点では、両方とも同じ担当課でありますので、その辺をやっぱり検討していくところがあるのではないかと思います、いかがですか。

保険料は安いということではないと思います。県の一覧表を私は見たことがありますけど、決して阿蘇市が、保険料が他所に比べて安いということはない。医療費が高いのは確かですけども。その辺、ちょっと自己批判が厳しく検討が必要だと思います、いかがでしょうか。

まず、国民健康保険についてお尋ねを致します。

○議長（阿南誠蔵君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） 国民健康保険についてですが、私は保険料が安いとは、確か言っていないと思います。保険料が安いのは介護保険料の事でございます。

国民健康保険につきましては、基金を取崩して健全な国保の運営が出来てないんじゃないかというご指摘かとは思いますが、医療というのは日進月歩変わっておりまして、大変高度な最先端の医療を受ける機会も増えております。となると当然、合併した時 10 年前の医療の内容とは大変、変わっております。

それとどうしても、先程も言いましたように、国民健康保険の若い世代の方達には、そういう最先端の治療が行われるということが、これはレセプトでも確認ができておりますので、どうしても診療報酬単価は上がってまいります。

それから、もう 1 つの原因として、私どもで分析したのは、後期高齢者医療保険が平成 20 年度から始まっておりまして、75 歳に年齢到達をされましたら、75 歳の方達は国保の資格を喪失して後期高齢の医療保険の方に移行して、どんどんどんどん抜けていかれますので、結果的に年々被保険者数は減っております。人口自体が減っておりますので、75 歳を毎月抜けていきますので、その影響もあって被保険者の方は減っていて、なお且つ、1 人当たりの医療単価は増えておりますので、そういう関係もあって、医療費として使えばその分を負担しないといけないというのが原則になっておりますので、そこは健診などを受けていただいて重篤化しないうちに、早めに外来等で診療報酬の安いうちに治療をしていただいて、健全な国保運営に理解をお示しいただきたいという気持ちで、保健師、管理栄養士の方も一生懸命、訪問等に力を入れて頑張っております。

まだまだ、国民健康保険の方の特定健診の受診率が、まだ完全とまではいっておりませんので、今後、益々、健診の受診率を上げる為に努力をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 川端君。

○16 番（川端忠義君） 3 回目です。

ここ 3 年間で、要するに、基金として貯めていた 4 億 5,000 万円が、たった 3 年間でなくなってしまうということについて、やっぱり検討が必要だと思います。

例えば、退職者について、まだ若年、要するに 65 から 74 歳まで、高齢とはいえ 10 年間ですが、これについても、やっぱり非常に高いということについては検討を要するのではないかと思います。

それから、医療費についても、やっぱりこの 3 年間急激に取崩してしまわなければならな

いというような状況がですね、3年間で何故きたのかというところを十分検討いただいて、このままでは来年以降は保険料の値上げをやむを得ないというところですよ。

今、市民の皆さんが、重税感を持っておられる1番は国民健康保険料が高すぎる。大体、収入が200万円なのに20数万円と。300万円だったら、15%ぐらい国民健康保険料を払わなきゃいかんというような重税感を持っておられる訳ですよ。これに更に、来年度からこれを変えて健康保険料を値上げするというようなことになれば、市民の皆さんは、極めて、国民健康保険についての重税感を増すということでもありますので、国民健康保険料を値上げするようなことがないように研究していただきたいと思います。

最後は要望ですが、以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 他に、ございませんか。

他に、ございますか。ありますか。

午前中が、あと1、2分ですけども、午後からではどうでしょうか。宜しいですか。

それでは、お諮り致します。

午前中の会議を、この辺で止めたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） それでは、午前中の会議をここで止めたいと思います。

午後は、1時からお願い致します。

午後11時59分 休憩

午後13時00分 再開

○議長（阿南誠蔵君） これより、午後の会議を開きます。

午前中に引き続き、認定第2号から認定第11号まで質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番、河崎君。

○7番（河崎徳雄君） また、質問致します。

介護保険事業のことで質問致しますけれども、主要な施策のところ、154ページですね。

先程から、色々意見があってございましたけれども、ほけん課とすれば、医療予防、介護予防あたりは今も力を入れておられますけど、更に入れていただきたいと思います。

私も高齢の身になっておりますので、地域で積極的に活動しております。

そういう中ですけども、先般、病診連携の時、一番新しい病診連携の会議がございました。職員の方々も何名か出席でございましたけれども、その時、最後に介護保険のことが意見がなされました、地元の医師からですね。その時、私は介護保険制度が始め立ち上がった時から、介護保険には非常に関心がありますけれども、その時、私はやっぱり掛け金が安いのに越したことはないんですね。しかし、私はその認定に、1番当初から認定に公平公正でなければならぬと思ってございましたけれども、私はケアマネージャーですか、ケアマネージャーは適正にやられても、医師会の方が、やや適正にしていんじゃないんじやなかろうかというような

認識をもっておりました。しかし、この前、病進連携、サンクラウンであった時には、医師の方がケアマネージャーに問題があるんだとはっきり発言されました。

そういうことで、この別冊 12 の中で 379 ページの目の項目で認定審査会とありましたが、その中で意見書作成手数料 9 百何十万円ありますけども、意見書作成についてはどのような機関で作っているのか、それと併せまして、認定審査会となっておりますけども目の方で、審査会はどのような人で構成されているのかを、またこの費用については大体どのくらいその認定審査会に払われているのかをお尋ね致します。

○議長（阿南誠蔵君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） ただ今のお尋ねに、お答え致します。

まず、決算書 379 ページの意見書作成手数料です。節 12 役務費、備考のところにあります意見書作成手数料 916 万 935 円の内訳についてご説明申し上げます。

これは、介護の申請をする時に、主治医から意見書を書いていただきます。その時の手数料でございます。在宅の場合、その医療機関で初めて新規で申請者について、主治医が意見書を書く場合が 1 件につき 5,000 円の単価です。それに消費税です。継続申請者の場合には、在宅の場合 4,000 円になります。それから、施設の場合には新規が 4,000 円。継続が 3,000 円。それぞれ消費税が掛けられます。

年間、認定者が阿蘇市の場合、平成 25 年度 1,977 名でしたので、それに、それぞれ在宅、施設、状況が異なりますが、この単価を掛けると、おおむね 916 万円の金額になります。

それから、もう 1 つお尋ねのありました、節 19 負担金補助及び交付金のところの阿蘇広域介護認定審査会負担金についてご説明申し上げます。

介護の認定につきましては、まず申請がございましたら、介護保険係の方に嘱託しております職員の方が訪問をして認定の調査に伺います。決まった項目で調査書を作成致しまして、それと、先程言いました主治医の意見書を基に、広域圏に委託しております審査会、そちらで審査をして要介護何になるかという認定が下りることになっております。

この時の認定審査会の顔ぶれでございますが、会長は医師会会長です。5 つの合議体に分かれておりまして、複数の医師、それから社会福祉士、看護師そのようなメンバーで、大体、医師が 2 人、福祉関係 1 人、看護師 1 人の 4 名で 1 チームを作っております。それで、年間 147 回開催されております。その方々の報酬、それから認定調査に掛かる事務費、それからパソコンとか I T 関係の環境整備に関わる部分、そういうのを含めて圏域の保険者が、阿蘇広域の方に審査会負担金として納付しているのが、ここに計上してあります金額でございます。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 河崎君。

○7 番（河崎徳雄君） ただいま、医師が 2 名と申されましたけれども、私の聞き違いもあるかと思いますが、医師会からすれば、こういう認定作業については医師の発言は弱いと。私は医師の発言が強いんだな、と思っておりましたけれども医師の発言は弱いと。ケアマネージャーの人たちの作業の方が大きいと聞きました。要は、公平、公正に更に進み、

公平公正に取り扱う審査をしていただきますと同時に、当初申し上げました、やっぱ介護予防あたりにも是非、力を入れていただきたいと思います。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 他に、ございませんか。

1 番、谷崎君。

○1 番（谷崎利浩君） 1 番、谷崎です。

阿蘇山の会計について伺います。

緑色の別冊 12 の 304 ページ。財政調整基金の残高が 800 万円と出ております。前年度が 1,600 万円と 800 万円と取崩しておりますが、これは 25 年度の単年度のことなのか、毎回これが続く予想なのかについて 1 つ聞きます。その中で、主な出費として、一般会計の操出金、防災関係分と 300 ページにあります。これは何なのか。

もう 1 つは、売店商品仕入れ代で 1,200 万円とありますが、これは 296 ページの売店売上と一緒に思うんですが、同じ売店の事ですけども、この売店の収支は黒字か赤字かその 3 点について伺います。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） まず、取崩した件についてご説明致します。

取崩した件は、12 月 28 日からここに書いてございますが、一時規制の影響で、公園収入がなかった分で、それで雇用はしていますもんで、その分で取崩して支払っております。

それと、売店収入の件につきましても、これ仕入れは山上の売店のやつでございまして、収支は若干黒字でございます。

それともう 1 点、防災関係は、要するに防災関係、人も派遣しておりますし、看護婦さん等も 3 千何百万円は火口防災関係に要する費用でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1 番（谷崎利浩君） 昨今、規制の問題が生じておりますけども、阿蘇山を阿蘇山上の収支は、多分、私の記憶では数十年前は 1 億円位の黒字で結構良かったんですけども、最近は収支でほとんど赤字か黒字かほとんど程度になっています。

今後、これをどういうふうにするか検討していった方が良いと思うんですけども、規制の問題についてもそうですが、何か検討していくことってというのは、何か始めてますでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 谷崎さんがおっしゃっている頃のお話は、基本的にガス対策にお金が掛かって無かった時代のことだと思います。当然、前ですから 7,000 万円とか収入があったと思いますけど、殆ど 4,000 万円位は残っていた時代です。場合によっては、5,000 万円とか残っていた時代なんですけど、防災関係でやっております、死亡事故がありまして、それ以降は、あの時点では環境省さんの方も、もうあそこは閉めた方が良くということで、やっと防災関係をガス対策をしっかりするという事であけた経緯がございます。

ですから、今のところそれはやめられませんし、安心安全な観光地である為には必要と思っておりますので、あとはあそこの火口関係の関連業者の関係している収益が上がる施設から、防災火山ガス対策に対する費用をいただくことしか残ってないかなと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 他に、ございませんか。

20 番、田中君。

○20 番（田中則次君） はい、20 番、田中です。

先程、川端議員の方から国保の件で質問がございました。

私も国保について、多少の質問をしたいと、質問というより今後の対策としてですね。

認識は、私は、国保の基金というのは、今、課長が説明されましたように、こういう時の為にといい何らかの為にといいことで基金が取ってあったと思います。

そのような中で、基金取崩しを盛んに言われてきた時代もございますが、やっぱり市民の方々は上げられたら、やっぱり行政が悪い、政治が悪いというような判断になっていくわけですね。その辺のところを、皆さん方に知らせる為には、やっぱり広報なりにピンチですとか国民健康保険が上がりますとか、そういうような発令の仕方、情報の伝達と言うようなことも考えていかなんいかん、それが1番大事ではなかろうかと思うんです。健診率を上げるとか、そういうようなことは平生から言われておりますが、その辺のところ行政として、今一步力を入れていただきたいなというように思います。

その件について、答弁をお願いしたいということと、阿蘇市はですね、私は後期高齢の会議に出席させていただいておりますが、先程、課長から後期高齢者が増えておりますと。阿蘇市は、県下において上から2番目位の後期高齢者の金額の負担率が、負担は一緒ですけど、非常に他の市町村に迷惑を掛けているような状況でございます。その辺のところも、やっぱり市民に理解をしていただきながら、やっぱり現状は現状として正しく知らせる、そして自制を求めるそして、健診を受けてもらうような方向にしていってらどうかというように思いますが、その辺の見解を課長お願いします。

○議長（阿南誠蔵君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） 国民健康保険につきましては、ただ今、田中議員の方から言われましたとおり、大変厳しい状況です。

ただ、厳しい状況というのは、きちんと市民の方、被保険者の方に理解して周知をしていくのも保険者の努めだと思っておりますので、今月号の広報に一部、ひょっとしたら非難もあるかとは思いましたが、それも覚悟の上で、阿蘇市の医療費の現状というのを広報にスペースをもらって掲載しております。平成20年度以降、阿蘇市の医療費は右肩上がりで、県の平均をずっと上回った状態であるということ、それから国保会計が非常に厳しい危機的状況にあり、医療費の適正化に取り組んでいる状況を今回、広報の方に載せております。医療費の事を載せると、病院にかかるなということかというご意見も一部の方からあるかもしれないというのは思いましたが、もうそういう事を言っている状況ではない厳しい状況という方をお知らせする方が、先だろうということで今回掲載しております。

それから、後期高齢の事につきましても、広域連合の議員として、いつも議会の方に出席

をしていただいておりますが、今言われましたように、阿蘇市の後期高齢医療は国民健康保険の比ではありませんで、1人当たり年間が107万円を超える医療費が掛かっております。こういう状態長く続くと、やはり保険料等に影響がしてまいります。後期高齢者支援金というのが国民健康保険税の中の一部を占めておりますので、高齢者の医療費を支える分も、若い国保の保険者の方に負担となっているのは事実でございます。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 他に、ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、認定第2号から認定第11号までの質疑を終わります。

続きまして、認定第12号「平成25年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」及び、認定第13号「平成25年度阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院事業会計決算の認定について」これより質疑を行ないます。

質疑はございませんか。

7番、河崎君。

○7番（河崎徳雄君） 医療センターの1番、159ページのことです。

これでお尋ね致しますけれども、決算額が出ておりますけれども、まずは冒頭にこの26年度まで含みますけれども総額が49億8,100万円、これが正しい数字ですけども、色々広報等を見れば約49億円と色々な文書で記載してあります。数学的にみれば、四捨五入すれば一般的には50億円が適正な表示ではありませんか。

それが1つとですね、貸付金で3,000万円貸し付けてあります。これが、累計がどのくらいになっているのか、返済計画はどのようになっているのか。

それともう1つ、出資件が2億5,000万円ですけども、これも累計の出資金、出資額はどのくらいになっているのか。それが2点目です。

3点目は、繰出金が2億7,802万8,000円になっておりますけれども、この資料を見ると繰入れてありますね。繰入れとの差がある訳ですよ。私達が常識的に考えるのは、佐伯税理士もおられますけれども、一般的に繰入れたら、科目では繰入れるが正しい形状の仕方じゃなかろうかと思っております。そういうふうに私達も指導を受けておりますけれども、それが、数字が違う訳ですね。これは明らかに数字が違っているのか、他の科目に振り込んでいるのか、それをお尋ねを致します。

○議長（阿南誠蔵君） 阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井上孝文君） ただ今のご質問にお答え致します。

まず、最初にご質問がありました159ページの継続事業についての報告でございますが、記載のとおり何回も本議会の中でもお答えしておりますが、事業費の総額は49億8,188万5000円でございます。なお、この数字につきましては、完成記念式典の時にマスコミの方にも資料を提示しております。この数字で提示しておりますので、表現が約49億円ということは、取材された方側でのそういった表現をされたというふうに解釈しております。

続きまして、市からの借入金でございますが、これも色々ですね、病院経営の中で経営的に苦慮している際に、市から借入金というかたちでお借りいただいて、大変、経営上は役立たせていただいておりますが、これにつきましては、平成 25 年度 3,000 万円お借りしております。現時点での借入総額は 8,400 万円でございます。

これにつきましては、元金返済を本年度、平成 26 年度から 500 万円ずつ元金返済をさせていただきまして、利息は勿論当たり前の話ですが、そういうことで予定と致しましては、平成 32 年度を目途に総額 8,400 万円を元利ともにお返しをさせていただくということで予定をしております。

次に、出資金のことにつきましては、財政課長の方からご答弁をいただくということになっておりますので、操出金につきまして、ちょっとご報告させていただきたいと思いますが、先程、数字が合わないということでおっしゃいました件なんですが、一般会計の決算書の 143 ページの上から 3 段目の操出金が、議員さんおっしゃいましたように、備考欄ですが、阿蘇中央病院事業会計操出金が 2 億 7,802 万 8,000 円でございます。

これにつきましては、勿論言われたとおり当たり前の話ですが、病院の会計においては繰入れをさせていただいております。なお、同額の繰入れはございませんで、分けて繰入れをさせていただいております。

まず、別冊 14 の病院の方の決算書を見ていただければと思います。

別冊 14 の病院事業の決算書でございます。これの 28 ページに、収益的収入の中の収入として、28 ページの 9 行目あたりに、款 1 病院事業収益、項 2 医業外収益、目 2 他会計負担金、節 1 他会計負担金と致しまして 2 億 7,593 万 4,000 円、まずここで計上させていただいております。この 2 億 7,593 万 4,000 円と、次が 39 ページになります。款 1 資本的収入の中で、これも 8 行目あたりなんですが、項 2 他会計負担金、目 1 他会計負担金、節 1 他会計負担金ということで 209 万 4,000 円計上させていただいております。

先程、申し上げました 2 億 7,593 万 4,000 円と、ここで計上しております 209 万 4,000 円を合計しますと、一般会計の 143 ページの 2 億 7,802 万 8,000 円になりますので、間違いはございません。

なお、どうしてこの 209 万 4,000 円につきましては、この資本的収入に計上したかと申しますと、次の 40 ページの建設改良費の諸費とございますが、この中の備考欄に下水道負担金ということで、新病院が市の下水道に加入させていただきました。その際、下水道の負担金を 550 万円程お支払いをさせていただいておりますが、そのうちの 2 分の 1 弱の額を建設改良費にかかる基準内繰入れ相当額ということで、市からいただきました繰出金を充当させてお支払いをさせていただいたところでございます。

そういうことで、分けて歳入させていただいているということでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 出資金につきましては、平成 25 年度が 2 億 5,000 万円、それと平成 24 年度が 4 億 4,600 万円、合計の 6 億 9,600 万円になります。これは合併特例債を使っておりますので、7 割の交付税算入がでございます。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 河崎君。

○7番（河崎徳雄君） 井野局長にお尋ね致します。

一番、当初に言われた49億8,000万円、50億の話ですけれども、取材の人たちが勝手に書かれているのではなかろうかということでございますけれども、阿蘇広報を見て下さい。じゃあ阿蘇広報も間違っております。阿蘇広報の担当の方、49億円になっております。私の言うのが正しいとすれば、訂正を申しただきたいと思います。

それが1つと、当然、今、繰出金のことは、そのように私は判断を致しました。しかし、一般的には当初申しましたように、ここに佐伯税理士もおられますけれども、繰出金と繰入金は同額というのが、当たり前じゃなかろうかと。このような資金的支出の会計処理もあると思います。以前も申し上げましたけれども、私は不適切な処理じゃなかろうかと思っております。

そういうことで、よければ佐伯税理士あたりの意見も聞き、私が言いたいのは、繰出金と繰入金は同額で、それから先の操作はまた操作でするのが会計上は一番適切じゃなかろうかと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 佐伯代表監査委員。

○代表監査委員（佐伯和弘君） ただ今の、河崎議員のご質問にお答えを申し上げます。

健全化法案でも後で申し上げますけども、要は、企業会計は歳入と歳出、これはあくまでも自ら収益を生み出して運営するのが鉄則であります。

しかしながら、病院転移におきましては、歳入以上に歳出は多ございます。そういう場合は、一般会計から資金を繰入れて、当然、先程も申し上げましたけれども、本来は、民間手法でいえばあくまでも借入金です。

しかし、企業会計法上では、経費に補填するものにつきましては、それは収益に上げなさいという鉄則があります。従いまして、繰入金は全て医業収益、或いは、またそのうちで建設の方に関しました分は、建設資金的支出の方の収入になる。これも当然間違いではありません。

それと、繰入金の話をされましたが、本来は税法上では洗い直しと言いまして、繰入れ繰戻しは洗い直しの手法でありますけれども、こういう企業につきましては、あくまでも繰出金は他会計からの補填。こういうふうに受け止めますれば、通常、繰出しと繰入れの金額が同等であるはずは有り得ないと思います。

以上でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 広報あその病院関係の建設の件ということで、総務課の方で広報を発行しておりますので、回答させていただきます。

手元にその広報を实际持っておりませんので、詳細を確認した上で、訂正すべき事項があればきちんと報告する義務がありますので、訂正を行いたいと思います。

また、医療センターの方も病院だよりということで出されておりますので、その中でも、

そっちの確認あたりは進めてまいりたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 他に、ございませんか。

1 番、谷崎君。

○1 番（谷崎利浩君） 今の佐伯監査委員に対しての質問は出来ますか。

○議長（阿南誠蔵君） 所管の自分のところでございますので、委員会で十分討議いただきたいと思います。

他に、ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、認定第 12 号及び認定第 13 号の質疑を終ります。

日程第 14 報告第 18 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第 14、報告第 18 号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題と致します。

最初に、財政課長より説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お疲れ様です。

議案集の 60 ページをお願い致します。一番最後のページになります。

ただ今議題とさせていただきました、報告第 18 号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」ご説明をいたします。

まず、提案理由ですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を報告する必要があるということでございます。

中程に表がございます。まず、1 番の健全化判断比率です。4 つの指標がございます。実質赤字比率、連結赤字比率、これは 2 つとも該当がございません。

次の実質公債費比率、これは全ての会計の単年度分の公債比率になります。これにつきましては、9.4%と、黄色信号が 25%です。赤信号ですね、一番右の財政再生基準、これは事実上の倒産になりますが、これが 35%というかたちになります。現時点では、阿蘇市は 9.4%、去年が 10.2%、その前の年が 11%ということで、若干ずつではありますが減少しております。

それと、一番下の将来負担比率です。これは、全会計プラス阿蘇広域とか、各種組合、これの将来にあたる負債の比率になります。黄色信号、早期健全化基準が 350.0%に対しまして 56.3%でございます。昨年が 82.2%でございますので、約 30%程度減っております。これは、数字が少なければ少ない方が良いというかたちになります。

2 番の資金不足比率につきましては、3 つの会計とも該当はございません。現状におきましては、概ね健全であると思われま。

以上ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君）　続きまして、代表監査委員より、審査意見の説明を求めます。

代表監査委員、佐伯和弘君。

○代表監査委員（佐伯和弘君）　それでは、ご報告を申し上げます。

この財政健全化判断比率及び資金不足比率を公表するに至りましたのは、平成 19 年 6 月小泉内閣時代、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立し、平成 21 年 4 月に財政健全化法が施行されたからであります。皆さんもご承知のように、発端は夕張市の財政破綻が原因でございました要因でもあります。即ち、公益企業を含め、健全性の指標をとおして、財政を早期の段階で健全化されることにあります。夕張市は箱物の行政に邁進しました。当時、一般会計のみは重要視され、企業会計までは厳しいチェックが行き届きませんでした。結果として、他会計からの繰入金に頼り過ぎ、基金を全て食い潰し、赤字財政に陥ったことでもあります。

公益企業会計は、自前の収益で企業を運営していくことが求められておりますけれども、経費補填については、何度も申し上げますように、収益として計上することが認められております。

しかし、財政には限度がありますから、せっかく蓄えられた一般会計の基金も、毎年のように取崩していけば、先程の国民健康保険の基金取崩しも一緒にございますが、必然的にいずれかは、債務超過に陥ることは自明の理であります。

故に、財政全体の把握を冷静に見極めることが肝要なのであります。このことを理解した上で、健全化法の 4 つの比率。即ち、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の数値は、いずれも早期健全化比率に照らし合わせまして、健全なものであるというふうに判断致しました。

午前中に、谷崎議員よりも実質公債費率のお話がございました。公債費は、あくまでも阿蘇市の借入金であります。そして、なお且つ、阿蘇市は 2 年前未曾有の大災害によりましてインフラの整備、それからまた新しく阿蘇医療センターの建設に伴います起債、そういったのを色々含めまして、かなりの起債額になっております。

しかしながら、そういう総合的な判断をしました時に、実質公債費比率が 9.4%でありますので、25%の数値から照らし合わせますと、まだまだ安心でありますよということでございます。

因みに、レッドカードとして判定される赤字額は阿蘇市の場合、実質赤字比率が 13.3%、これいくらの金額になるかと思いますと、つまり 13 億 152 万円赤字になった時であります。更には、企業会計を含む、連結実質赤字比率 18.3%は 17 億 8,788 万 8,000 円赤字になった時であります。

仮に、実質赤字比率が 13 億円赤字となりましたならば、これは意見審査書の 31 ページに記載しております財政調整基金は、25 年度 12 億 4,293 万円でございますので、金額を全額取崩しましても 1 億 2,193 万 8,000 円の赤字が残ります。基金全体の総額は、35 億 2,340 万 3,000 円です。例年億単位の赤字を計上すれば、いずれは財政が破綻することになります。まずは単年度赤字を表示させないことが肝要であります。その他の数字においても、健

全な範囲の数値内ですので、一安心というふうに評価が出来ます。

阿蘇市は 97 億 2,735 万 6,000 円の標準財政規模でありますから、今後の国の交付税も削減されます中、自主財源の更なる積み重ね、つまりは、過年度未収金等の回収を速やかに図る事と同時に、お互い財政の変動を注意深く見守っていく必要がありますことを申し上げまして、報告に代えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長、及び代表監査委員の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、以上で報告を終ります。

日程第 15 報告第 19 号 有限会社神楽苑の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第 15、報告第 19 号「有限会社神楽苑の経営状況を説明する書類の提出について」を議題と致します。

提出書類の説明を簡潔にお願い致します。

経済部、観光まちづくり課長。

観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 失礼します。

別冊 15 でございます。

平成 25 年度、経営状況報告書、有限会社神楽苑でございます。

神楽苑につきましては、先の全員協議会でご説明したとおりでございますが、今年の場合は資産等の寄附ということで、若干赤字の方が出ておりますが、今後、経営する中で、道の駅の競争等も激しくなっておりますので、それに耐えうるような施設ですね。今回までにつきましては、平成 24 年の水害を若干引きずったかたちでやっておりますが、その分と昨年の冬の間の雪の影響が、非常に色濃く出ているような状況でございます。

また今後については、民営化等も控えておりますので、今回の決算額については妥当な線ではないかと思っております。

ご審議、宜しくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 説明が終わりました。

書類の内容について、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、以上で報告を終ります。

日程第 16 請願第 1 号 集团的自衛権行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書提出 についての請願書

○議長（阿南誠蔵君） 日程第 16、請願第 1 号「集团的自衛権行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書提出についての請願書」を議題と致します。

請願書を事務局に朗読させます。

〔「朗読省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 朗読省略とのことでございます。

紹介議員の説明を求めます。

16 番議員、川端忠義君。

○16 番（川端忠義君） こんにちは。

お疲れのところ、請願宜しくお願い致します。

集団的自衛権行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書提出についての請願の、紹介議員としての説明を行なわせていただきます。

まず、集団的自衛権行使容認する閣議決定について、最近の世論調査では 8 月の協同通信社の世論調査の結果、第 1 点、説明不足であるというご意見が 84%でした。それから、閣議決定には反対というのが約 7 割というのが、一番直近の世論調査でありました。

もう 1 点、集団的自衛権行使容認に対する意見書が、全国の市町村から約 200 の自治体が意見書を出しているという状況です。

それでは、紹介議員として 2 点に絞って説明を致します。

第 1 点は、安倍内閣の 7 月 1 日の臨時閣議で、集団的自衛権容認の閣議決定を行ったところであります。憲法 9 条の基では、海外での武力行使は許されないという従来の政治見解を 180 度転換するものであります。このことは憲法の改編に等しい大転換であります。

従って、本来ならば憲法改正の手続きを経て、国民投票を行い国民の賛否を問うべきであります。それを一遍の閣議決定で強行する等ということは、日本国の立憲主義を根底から否定するものであります。このようなことは、国民として決して許すことは出来ません。このような閣議決定は撤回すべきであります。

第 2 点は、集団的自衛権とは政府の解釈によると、自国に密接な関係のある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにも関わらず、武力を持って阻止する権利ですと政府は見解を述べております。

つまり、日本の自衛隊が日本の自衛の為ではなく、日本に密接の関係にある外国、特にアメリカの戦争に参加して武力行使を行うということでもあります。

従って、日本が外国で、アメリカ等と一緒に戦争をする国にするということでもあります。このような、憲法 9 条違反の閣議決定は直ちに撤回すべきであると思います。

今日、日本は、近隣諸国との友好が上手くいっていない面もありますが、集団的自衛権行使を容認して武力行使するのではなくて、徹底した外交交渉で解決する努力を、最大限尽くさなければならないと思います。

本議会の議員の皆さんのご理解をいただきまして、意見書を提出していただきますよう、宜しくお願い致します。紹介議員としての説明を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（阿南誠蔵君） 紹介議員の説明が終了しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番、谷崎君。

○1 番（谷崎利浩君） 川端議員の言われるように、政府の説明不足というのは、私も同意致します。ただ、この文章の中に色々疑問点がありますので、質問させていただきます。

途中の憲法 9 条の基では、海外での武力行使は許されないという政府の見解を 180 度転換するものです。そうした憲法改編に等しい一大転換を内閣閣議決定で強行するとかありますが、1 つは、日本の戦後史というのは、憲法 9 条ができた後、朝鮮戦争の影響がありまして警察予備隊から自衛隊というのが出来ております。この自衛隊に対して、この方々、紹介議員も含めて、憲法 9 条と自衛隊は認めておられているのか。更に、個別的自衛権が後から付加されてきましたが、これも一大転換と言えるのではないか、そういうかたちからいって、集団的自衛権の問題もその延長上にあつて、180 度転換する内容ではないと思いますけど、どう思われるのかが 1 点です。

もう 1 つは、自衛権ですので、自衛権がなぜ海外に行つて戦争することになるのか、どう解釈されているのかをお聞きします。

その 2 点をご質問致します。

○議長（阿南誠蔵君） 紹介議員、川端忠義君。

○16 番（川端忠義君） まず、第 1 点は自衛権。要するに自国専守防衛ですね、これについては認めるかどうか。これは当然、日本は我が国の立憲国でありますので、自分の国は自分で守るということは当然であります。

第 2 点の、要するに海外で自衛隊は専守防衛ということで、今までの政府見解は、憲法 9 条の基では海外での武力行使は許さないと。要するに、外国と一緒にあって、また日本独自が外国で戦争をするというようなことは、今まで全然認めなかった訳ですから、外国で自衛の為、自衛という言葉がついているから何か自衛のようにあるけど、それは自衛ではなくて外国と一緒にあって海外で戦争をすると。日本の自衛とは無関係に、例えばイラクに日本は派遣した経緯がありますけども、これは武力行使は絶対しないというようなことで、自衛隊が 1 人も人を殺すこともなく、或いは、自衛隊が殺されることもなかったということで、武力行使は一切しないということが今までの見解で。これから、この閣議決定では、要するに集団的自衛権ということで、海外で戦争をすると。憲法 9 条の基では、これは憲法 9 条の改悪と、僕から言えば改悪ということで。当然これならば、要するに、立憲主義ですから、憲法改正については準備が成されている訳ですけども、これについては、国民の賛否を得て決定すべきものであつて、一内閣が一遍の閣議決定で決めるような内容ではないということでもあります。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 他に、ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、請願第 1 号の質疑を終ります。

ただ今議題となっております請願第 1 号については、所管の常任委員会に付託を致します。

以上で、議案等の質疑が終わりました。

それぞれの常任委員会付託につきましては、議案第 70 号から議案第 88 号まで、認定第 1 号から認定第 13 号まで、及び請願 1 件を、お手元に配布しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託を致します。

以上で、本日の日程を全部終了致しました。

これをもちまして、本日の会議を散会致します。

お疲れ様でございました。

午後 13 時 51 分 散会